

度より約2平均で1万8 万 53 6 万 0 7 医療費総額は、 前年 方 0 -度より - 0 人 円 0 人当たり 円で、 ま 0 4 の被保険者数は、 9 約 5 8 94 市 億 2 少しまれ 国保被保険者の **の** 見担を減られまります。 0 医療費は、 医 9 しまし 約 約2 約

少しの工夫や普段の意識で医療費は節約できます

ジェネリック医薬品を利用しましょう

- ●成分・効き目がほぼ同じ薬です 先発医薬品の特許が切れた後に製造され、これ までの効き目や安全性が実証されてきたお薬(先 発医薬品)と主成分が同一のお薬です。
- ●開発コストが少ない分、安い薬です。 先発医薬品の開発には多額の費用がかかります が、ジェネリック医薬品は開発期間が短く、低コ ストなため、価格も安くなっています。

かかりつけ医・薬局を持ちましょう

「かかりつけ医」は、気軽に安心して相談できる 力強い健康パートナーです。普段の健康管理や日常 的な病気の治療は「かかりつけ医」で受診しましょ う。また、「かかりつけ薬局」で薬歴により薬の飲 み合わせなどによる副作用を未然に防げる他、アド バイスや健康情報を受けることができます。

交通事故などに遭ったときは、 必ず届け出を

交通事故など、第三者から傷病を 受けた場合は、必ず本庁保険年金課 に連絡し、「第三者行為による傷病届」 を提出してください。

※第三者行為となるもの

交通事故や傷害、他人の犬にかまれた、 他人の落下物に当たった、傷害事件 に巻き込まれた など

早めに特定健診を受診しましょう

特定健診は、生活習慣病の原因と なるメタボリック症候群(シンド ローム)に着目して行う健診です。 要介護状態の原因となる心筋梗塞や 脳卒中など命に関わる深刻な病気を 未然に防ぐことにもつながります。

本年は、11月30日(木)まで、 指定の医療機関で受診することがで きます。

一部負担金を減免する 制度があります

世帯主またはその世帯に 属する被保険者が、災害な どにより、その生活が困難 になった場合において、一 部負担金の減免などをする ことができる場合がありま す。お困りの方は、本庁保 険年金課へご相談ください。

「マイナンバーカード」を健康保険証としてぜひお使いください

● データに基づく最適な医療が受けられます。

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され、データに基づく最適な医療 が受けられるようになります。

転職や転居などによる保険証の切り替えや更新が不要です。

今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。 なお、新しい保険者への加入手続きは必要です。

⑤ 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。

限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。

もっと詳しく知りたい方はフリーダイヤルにお問い合わせください。 マイナンバー総合フリーダイヤル 🗰 0120(95)0178

▶厚生労働省 ホームページ



として、「特を病の「早期の取り組みをとれる」という。 連営を強い 人当たり 国保事業特別会計<歳入・歳出>(令和4年度決算見込み額)

とが予想され、今な後も医療費はますれ

ます

税によって賄りの補助金と被欠

別れて、

います

の保険で

国れ

てお

保に掛かる経費

率を改定い.

県

、一个、一个

」 国保税 はえるこ

増加に

ある医

しまし

た。併

医療費適正化の

おり

疾病の「

期治療」や

として、「生活習慣

●歳入(総額110億1,242万1千円)

と健康管理

『理、健康増始 がら定期的な

定健診

向け

事

しており

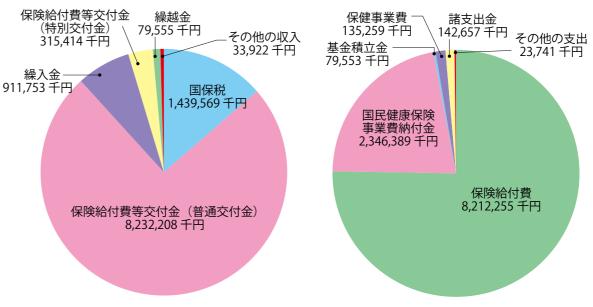
●歳出(総額109億3.985万4千円)

国保

被保険者の

い財政運営を協関の傾向にあれていい

は大変厳し



国保事業特別会計の推移<単年度収支の状況>

各年度決算額(令和4年度は決算見込み額)

単位	:	千円
----	---	----

の2割強の方が加入者(被保険る健康保険で、現在、本市全体県と市町村が共同で運営してい国民健康保険(以下「国保」)は、

者)です

がその 65 の

被保険者のう

状にあり 約6割

歳

0)

低迷などによ

ŋ

ます

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳 入 総 額	1	11,275,523	11,004,438	11,012,421
歳 出 総 額	2	11,166,629	10,924,883	10,939,854
収支差引(①-②)	3	108,894	79,555	72,567
基 金 繰 入 額(※1)	4	309,473	0	134,416
財政支援繰入額(※2)	(5)	0	0	0
前 年 度 繰 越 金	6	137,217	108,894	79,555
基金積立金	7	36,404	30,530	79,553
公 債 費	8	0	0	0
単年度収支(※3)(3-4-5-6+7+8)	9	△301,392	1,191	△61,851
基 金 残 高	10	326,850	357,380	302,517

- (※1)「基金繰入額」とは、国保事業特別会計の財源を補うために、本市が積み立てている国民健康保険基金を 取り崩し、当該特別会計へ繰入れを行った額です。
- (※2)「財政支援繰入額」とは、本市の一般会計(市の一般的な事業に係る会計)から国保事業特別会計へ財政支 援を行った額です。
- (※3)「単年度収支」とは、当該年度(単年度)の歳入から歳出を差し引いた額で、前年度繰越金や赤字補てんの ための繰入金などを除いた額です。
- 🛮 保税は納期限内に納めましょう。(納付が困難な場合は、本庁収納課(内線 2450、2451)までご相談ください

2023.10.10 広報 薩摩川内 8 9 Satsumasendai city Public Relations, 2023.10.10